

## 第2章

### 統計からみる障がいのある人の状況

## 第2章 統計からみる障がいのある人の状況

### 1 身体障がい者手帳所持者の状況

本市における身体障がい者手帳所持者数(表1)は、平成25年4月1日現在、1,451人(他の障がいとの重複を含む)で人口の2.27%となっています。平成21年は、1,190人であり、261人の増加(約1.22倍)となっています。

全体的にみると、平成21年以降、人口の増加に伴い、年ごとにおける身体障がい者手帳所持者数及び割合ともに増加しています。平成25年においては、人口100人のうち、約2.3人が身体障がい者手帳を取得している状況となっています。

表1 身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人・%

年	人口	手帳所持者数	割合
平成21年	59,858	1,190(24)	1.99(0.04)
平成22年	61,551	1,265(25)	2.06(0.04)
平成23年	62,670	1,320(27)	2.11(0.04)
平成24年	62,817	1,412(40)	2.25(0.06)
平成25年	63,920	1,451(41)	2.27(0.06)

(注1) 人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口

手帳所持者数は、各年4月1日現在の数値

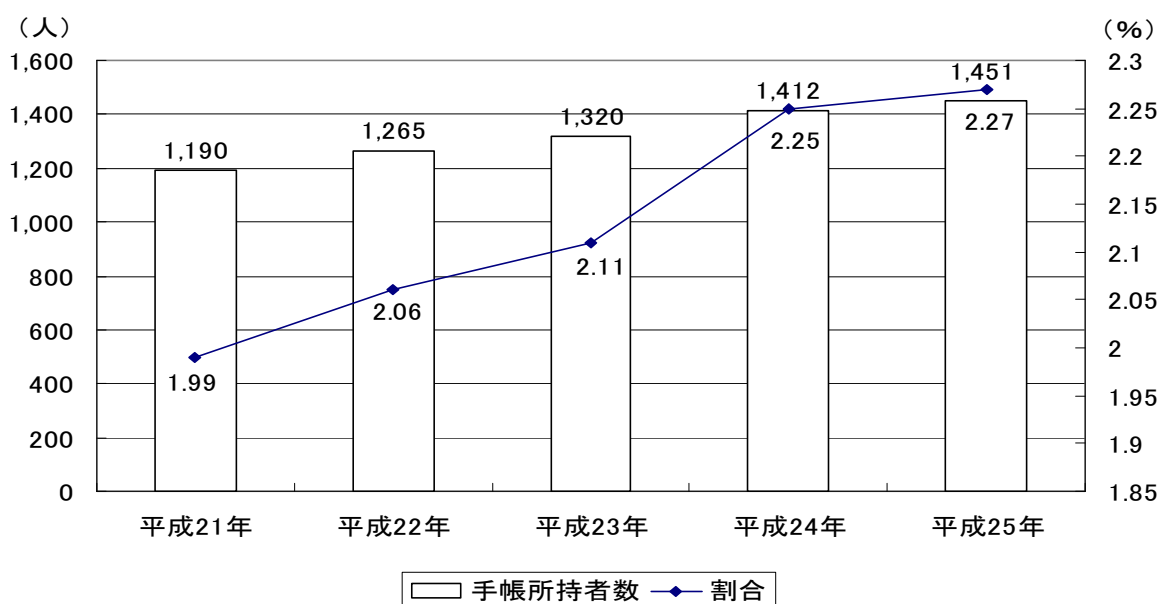
割合は、小数点第3位を四捨五入

(注2) 手帳所持者数の括弧内の数値は、全体の所持者数のうち18歳未満の所持者数を示す

(注3) 平成22年4月1日から身体障がい者手帳の交付を当市で実施

(注4) 資料：社会福祉課、茨城県福祉相談センター

グラフ1 身体障がい者手帳所持者数の推移



身体障がい者手帳の障がい種別所持状況（表2）は、各年ともに「肢体不自由」が最も多く、平成25年で731人（全体の50.4%）となっています。次いで「内部障がい」（心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸の機能障がい・小腸機能障がい等）の486人（全体の33.5%）、「聴覚・平衡機能障がい」の119人（全体の8.2%）の順となっています。

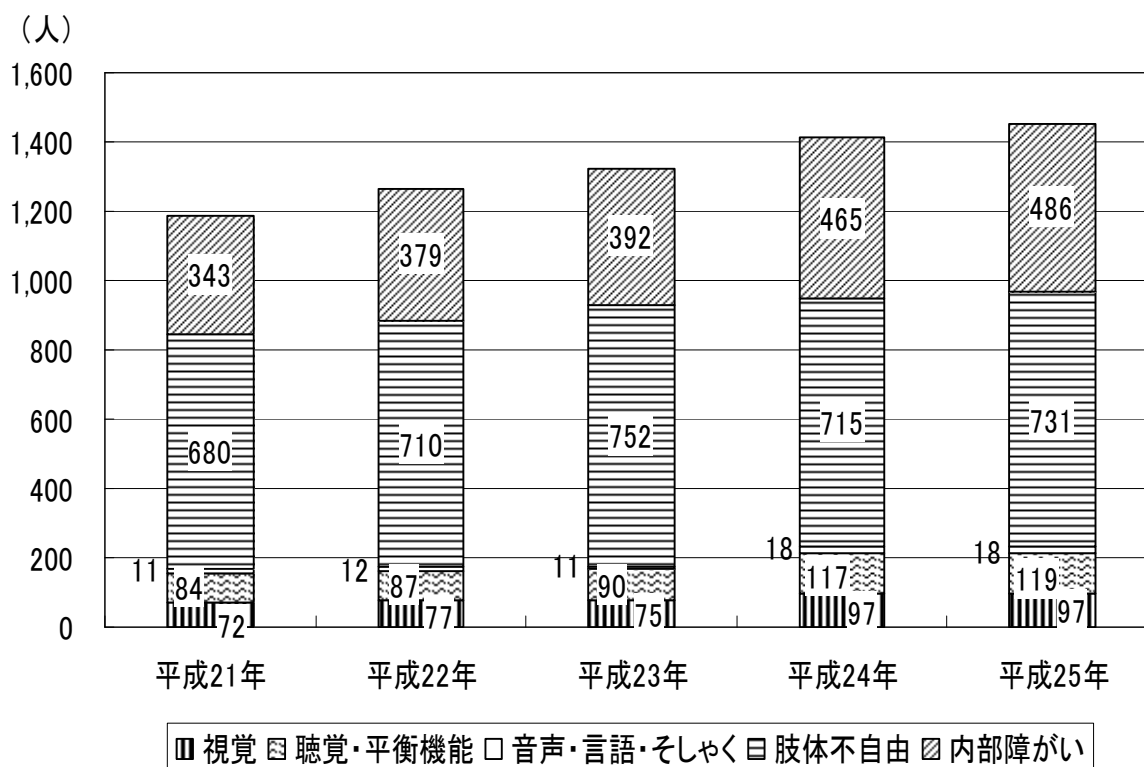
表2 身体障がい者手帳の障がい種別所持状況（各年4月1日現在）

単位：人

障がい名 年	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
平成21年	72	84	11	680	343	1,190
平成22年	77	87	12	710	379	1,265
平成23年	75	90	11	752	392	1,320
平成24年	97	117	18	715	465	1,412
平成25年	97	119	18	731	486	1,451

（注）資料：社会福祉課、茨城県福祉相談センター

グラフ2 身体障がい者手帳の障がい種別所持状況



身体障がい者手帳所持者の総合等級別障がい種別状況（表3）は、1級が397人（全体の27.4%）と最も多く、次いで4級の329人（全体の22.7%）となっています。1級と2級のいわゆる「重度の障がい者」が714人（全体の49.2%）と半数近くを占めています。また、障がい種別では、1級については、「内部障がい」が最も多く、次いで「肢体不自由」となっています。

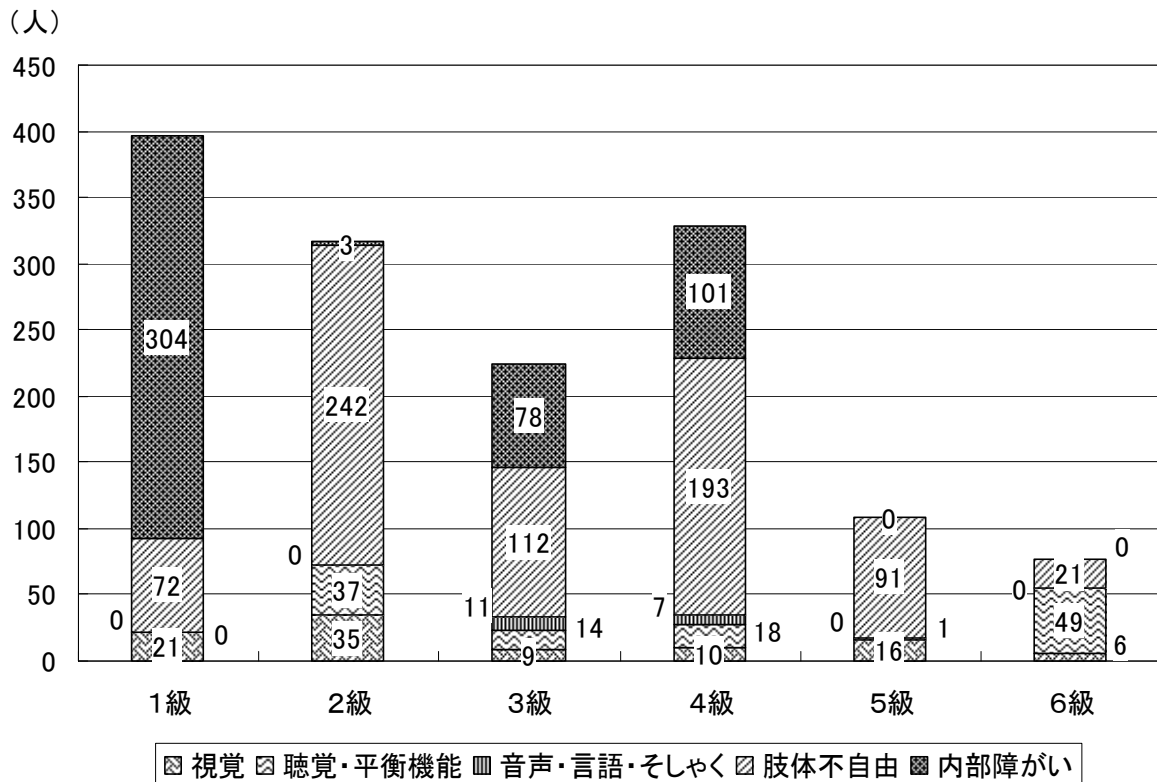
表3 身体障がい者手帳所持者の総合等級別障がい種別状況（平成25年4月1日現在）

単位：人

障がい名 等級	視覚	聴覚・ 平衡機能	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	内部 障がい	合計
1級	21	0	0	72	304	397
2級	35	37	0	242	3	317
3級	9	14	11	112	78	224
4級	10	18	7	193	101	329
5級	16	1	0	91	0	108
6級	6	49	0	21	0	76
合計	97	119	18	731	486	1,451

（注）資料：社会福祉課，茨城県福祉相談センター

グラフ3 身体障がい者手帳所持者の総合等級別障がい種別状況



## 2 療育手帳所持者の状況

本市における療育手帳所持者数（表4）は、平成25年4月1日現在、286人（他の障がいとの重複を含む）で、人口の0.45%となっています。平成21年は、225人であり、61人の増加（1.27倍）となっています。

全体的にみると、毎年、療育手帳所持者数及び割合ともに増加しています。

表4 療育手帳所持者数の推移

単位：人・%

年	人口	手帳所持者数	割合
平成21年	59,858	225	0.38
平成22年	61,551	245	0.40
平成23年	62,670	260	0.41
平成24年	62,817	278	0.44
平成25年	63,920	286	0.45

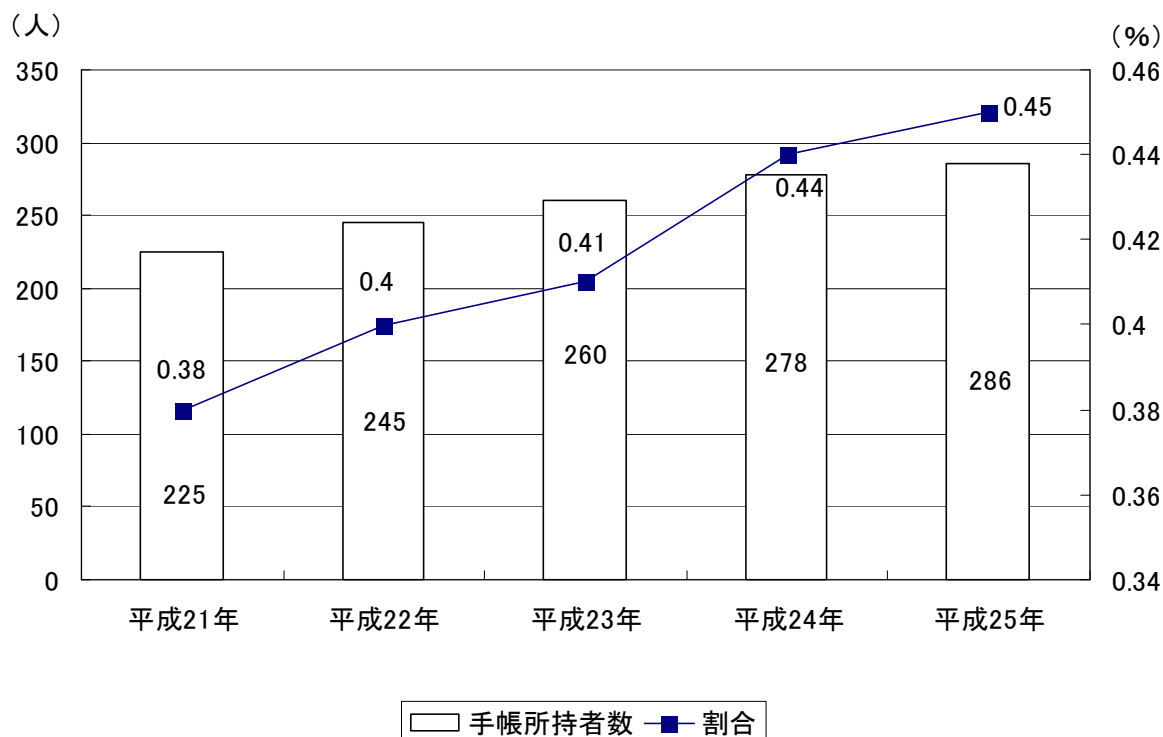
（注1）人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口

手帳所持者数は、各年4月1日現在の数値

割合は、小数点第3位を四捨五入

（注2）資料：茨城県福祉相談センター

グラフ4 療育手帳所持者数の推移



療育手帳所持者の障がい程度（表5）は、平成25年4月1日現在、障がい程度「B」が83人と最も多く、全体の29.0%を占めています。次いで「C」、「A」、「㉠」の順になっています。

障がい程度別の数値を年ごとにみると、毎年、概ね増加傾向にあります。

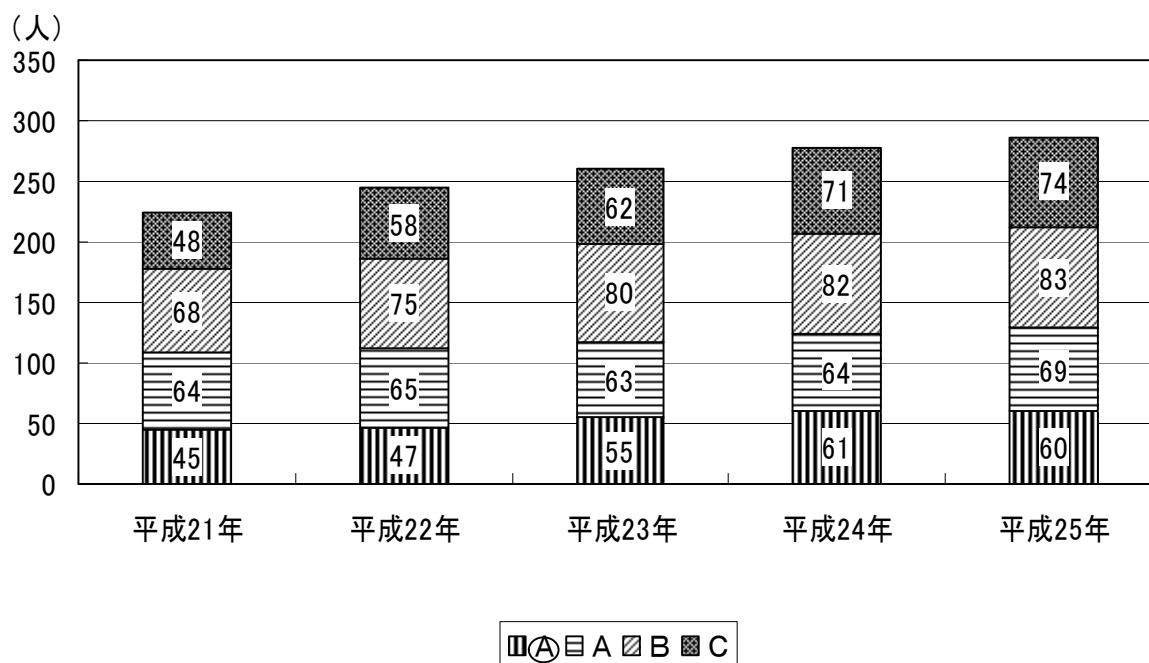
表5 療育手帳所持者の障がい程度別の推移(各年4月1日現在)

単位：人

年	㉠	A	B	C	合計
平成21年	45	64	68	48	225
平成22年	47	65	75	58	245
平成23年	55	63	80	62	260
平成24年	61	64	82	71	278
平成25年	60	69	83	74	286

(注) 資料：茨城県福祉相談センター

グラフ5 療育手帳所持者の障がい程度別の推移



### 3 精神障がい者保健福祉手帳所持者・自立支援医療(精神通院)受給者の状況

本市における精神障がい者保健福祉手帳所持者数(表6)は、平成25年4月1日現在、231人(他の障がいとの重複を含む)で、人口の0.36%となっています。平成21年は126人であり、105人の増加(約1.83倍)となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数(表6)は、年々増加しています。平成25年4月1日現在、622人となり、平成21年は363人であり、259人の増加(約1.71倍)となっていますが、特に平成23年からの数値の伸びは顕著なものとなっています。

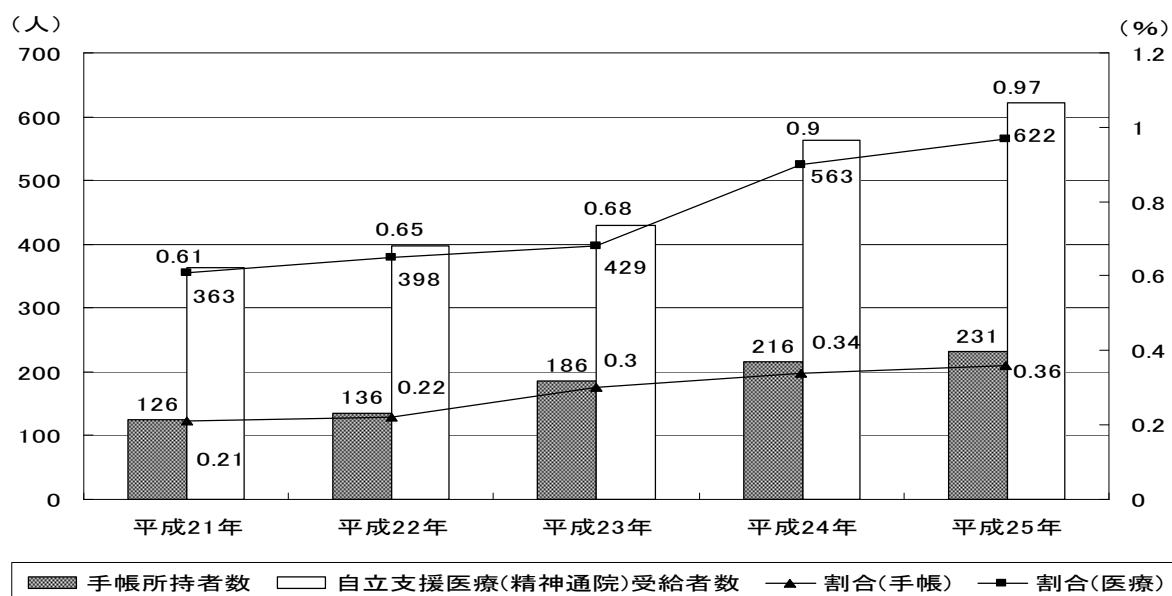
表6 精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移  
単位：人・%

年	人口	手帳所持者数	自立支援医療(精神通院)受給者数	割合(手帳)	割合(医療)
平成21年	59,858	126	363	0.21	0.61
平成22年	61,551	136	398	0.22	0.65
平成23年	62,670	186	429	0.30	0.68
平成24年	62,817	216	563	0.34	0.90
平成25年	63,920	231	622	0.36	0.97

(注1) 人口は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口  
手帳所持者数及び自立支援医療受給者数は、各年4月1日現在の数値  
割合は、小数点第3位を四捨五入

(注2) 資料：茨城県精神保健福祉センター

グラフ6 精神障がい者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がい程度（表7）は、全体的に増加傾向にあり、なかでも2級は、平成25年が124人と、平成21年より59人増え、全体の53.7%と半数以上を占めています。また、3級は、平成25年が68人で平成21年より37人増え、2倍以上（2.19倍）の取得件数となっています。

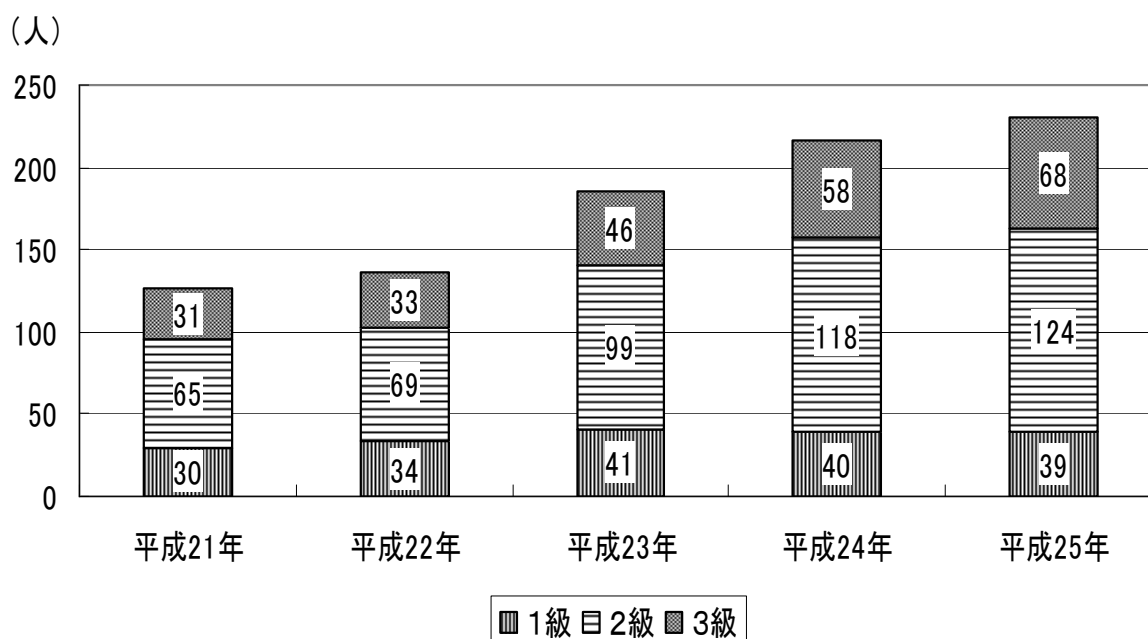
表7 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がい程度の推移（各年4月1日現在）

単位：人

年	1級	2級	3級	合計
平成21年	30	65	31	126
平成22年	34	69	33	136
平成23年	41	99	46	186
平成24年	40	118	58	216
平成25年	39	124	68	231

（注）資料：茨城県精神保健福祉センター

グラフ7 精神障がい者保健福祉手帳所持者の障がい程度の推移





自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況（表8）は、平成25年4月1日現在、「気分障がい」が259人で最も多く、次いで「統合失調症，統合失調型障がい及び妄想性障がい」が218人となっており，両障がいを併せると477人となり，全体の4分の3以上（76.7%）を占めています。

また、「気分障がい」が平成21年と比べて平成25年は，136人の増加で2倍以上（約2.11倍）の伸びとなっており，次いで「統合失調症，統合失調型障がい及び妄想性障がい」が平成21年と比べて58人の増加（約1.36倍）となっています。

表8 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類別状況（各年4月1日現在）

単位：人

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
症状性を含む器質性精神障がい	5	5	7	9	10
精神作用物質使用による精神行動及び行動の障がい	6	2	4	5	5
統合失調症，統合失調型障がい及び妄想性障がい	160	181	180	212	218
気分障がい	123	135	158	235	259
神経症ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	29	38	43	54	68
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	0	0	0	1	2
成人の人格及び行動の障がい	1	2	2	2	4
精神遅滞	2	2	3	4	3
心理的発達の障がい	4	4	6	11	19
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	1	0	0	0	1
てんかん	32	29	25	30	33
その他の精神障がい	0	0	1	0	0
分類不明	0	0	0	0	0
合計	363	398	429	563	622

（注）資料：茨城県精神保健福祉センター

## 4 障がい程度区分別の認定者数

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」では、障がい福祉サービスの介護給付の支給決定にあたって、障がいのある人が支援の必要度に応じて公平にサービスを受けられるよう、障がいの程度に関する客観的な尺度として、「障がい程度区分」の制度を設けています。この「障がい程度区分」には6段階あり、「区分1」が介護給付の必要度が最も低い状態を表し、「区分6」が介護給付の必要度が最も高い状態を表しています。

当市における障がい程度区分別の認定者数（障がいのある児童を除く）（表9）は、平成25年9月30日現在で157人となっています。

障がい程度区分別では、「区分5」が33人と全体の21.0%で最も多く、次いで「区分3」の32人、「区分6」の31人と続く状況となっています。

障がい種別でみると、認定者総数157人のうち知的障がい者が74人（47.1%）で最も多く、次いで、身体障がい者が34人（21.7%）、精神障がい者が23人（14.6%）と続く状況になっています。また、平成25年4月からサービス対象者となる「障がい者」の範囲に「難病」が追加されましたが、これまでに2人（1.3%）の難病患者が認定を受けています。

なお、当該法律の一部が改正され、平成26年4月から「障がい程度区分」が「障がい支援区分」に名称が変更されます。

表9 障がい程度区分別の認定者数(平成25年9月30日現在)

単位：人・(%)

区分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身体+知的	身体+精神	知的+精神	難病患者	合計
区分1	0 (0.0)	5 (6.8)	6 (26.1)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (7.6)
区分2	6 (17.6)	7 (9.4)	13 (56.5)	1 (5.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (17.2)
区分3	4 (11.8)	19 (25.7)	4 (17.4)	1 (5.6)	1 (20.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	32 (20.4)
区分4	4 (11.8)	14 (18.9)	0 (0.0)	2 (11.1)	2 (40.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (14.0)
区分5	6 (17.6)	21 (28.4)	0 (0.0)	6 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (21.0)
区分6	14 (41.2)	8 (10.8)	0 (0.0)	8 (44.4)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (19.8)
合計	34 (100.0)	74 (100.0)	23 (100.0)	18 (100.0)	5 (100.0)	1 (100.0)	2 (100.0)	157 (100.0)

(注1) 18歳以上の障がいのある人を対象としています。

(注2) 割合は、小数点第2位を四捨五入

(注3) 資料：社会福祉課

## 5 難病患者の状況

厚生労働省は、特定疾患として130疾患を「難病」として指定し、そのうち56疾患を医療費の公費負担助成の対象として一般特定疾患医療受給者証を茨城県にて交付しています。

本市における一般特定疾患医療受給者証所持者数（表10）は、年々増加傾向にあり、平成21年は248人であったのに対し、平成25年は326人と、この4年間で78人の増加（1.31倍）となっています。

また、小児慢性特定疾患医療受給者所持者数（表11）は、平成22年に大幅に減少したものの、平成25年は51人となり、平成24年より10人増加しています。

表10 一般特定疾患医療受給者証所持者数(各年4月1日現在)

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
一般特定疾患医療受給者	248	265	276	298	326

(注) 資料：茨城県竜ヶ崎保健所

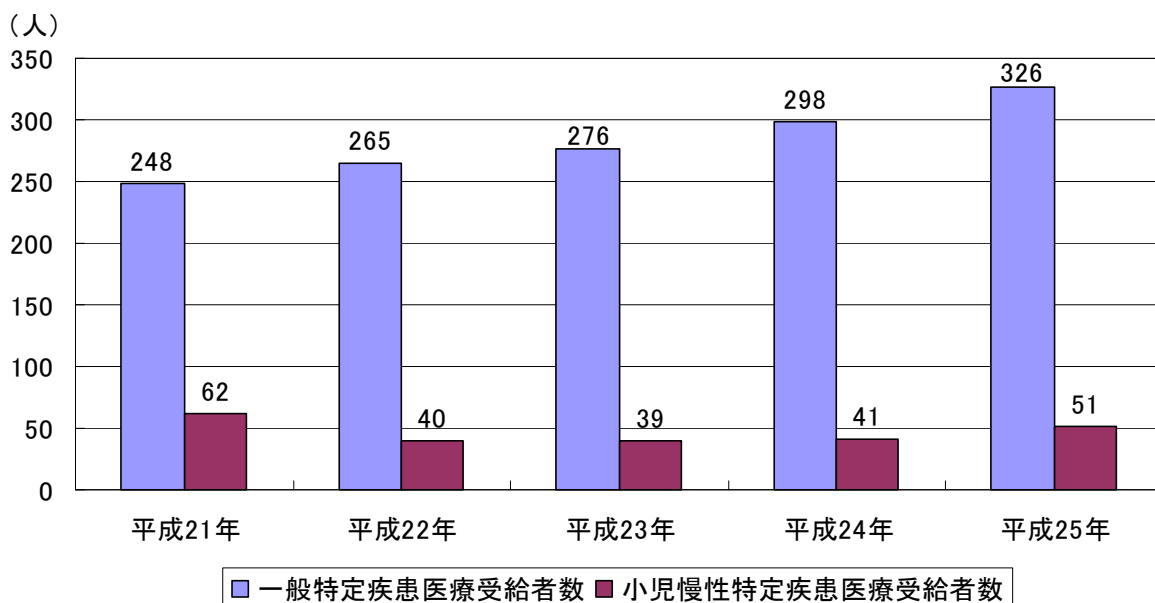
表11 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数(各年4月1日現在)

単位：人

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小児慢性特定疾患医療受給者	62	40	39	41	51

(注) 資料：茨城県竜ヶ崎保健所

グラフ8 一般特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患医療受給者数の推移



## 6 教育の状況

特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況（表12）は、在籍者数及び学級数ともに年々増加傾向にあり、特に、小・中学校合計での在籍者数は、平成25年度は平成20年度と比べて52人の増加（1.64倍）となっています。

また、小・中学校合計の平成25年度における特別支援学級の在籍者数及学級数の状況は、「自閉症・情緒障がい学級」の在籍者数が67人、学級数が14学級と最も多く、次いで、「知的障がい児学級」の在籍者数が53人、学級数が12学級となっています。

表 1 2 特別支援学級の在籍者数及び学級数の状況

### ①小学校

単位：人・学級

区分 年度	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍者数	学級数	在籍者数	人数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成20年度	30	8	28	7	7	3	65	18
平成21年度	30	8	36	9	10	3	76	20
平成22年度	34	7	44	8	9	3	87	18
平成23年度	31	8	45	10	11	3	87	21
平成24年度	32	8	36	10	11	3	79	21
平成25年度	38	8	50	10	12	3	100	21

### ②中学校

単位：人・学級

区分 年度	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成20年度	8	4	8	4	0	0	16	8
平成21年度	13	4	15	4	0	0	28	8
平成22年度	11	3	16	4	2	1	29	8
平成23年度	12	3	15	4	2	1	29	8
平成24年度	16	4	21	5	2	1	39	10
平成25年度	15	4	17	4	1	1	33	9

### ③小・中学校合計

単位：人・学級

区分 年度	知的障がい学級		自閉症・情緒障がい学級		言語障がい学級		合計	
	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数	在籍者数	学級数
平成20年度	38	12	36	11	7	3	81	26
平成21年度	43	12	51	13	10	3	104	28
平成22年度	45	10	60	12	11	4	116	26
平成23年度	43	11	60	14	13	4	116	29
平成24年度	48	12	57	15	13	4	118	31
平成25年度	53	12	67	14	13	4	133	30

（注1）平成20年度から平成24年度までは、年度末現在の数値。平成25年度は、平成25年8月31日現在の数値。

（注2）資料：指導室

身体に障がいのある児童が通学する特別支援学校について、当市は、下妻市にある「茨城県立下妻特別支援学校」の通学区域となっており、当市の他に常総市、取手市、つくばみらい市、下妻市、坂東市、筑西市、古河市、結城市、桜川市、境町、八千代町、五霞町に住む身体に障がいのある児童が主に通学しています。

茨城県立下妻特別支援学校の在籍者数（表13）は、合計が毎年140人前後で推移しており、大きな変動はない状況となっています。

表 1 3 茨城県立下妻特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

単位：人

年 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学部	67	72	68	66	55
中学部	34	41	42	42	42
高等部	34	29	35	32	42
合 計	135	142	145	140	139

(注1) 市外からの通学者を含みます。

(注2) 資料：茨城県立下妻特別支援学校

茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路（表14）は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。また、進学及び就職者数は、平成22年で1名ずつ、平成24年で2名ずつとなっています。

表 1 4 茨城県立下妻特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

単位：人

年 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
進学	0	1	0	2	0
就職	0	1	0	2	0
障がい福祉サービス事業所	6	9	5	9	4
旧法授産施設	0	0	0	0	0
地域活動支援センター	0	1	1	0	1
茨城県委託訓練施設	0	0	0	0	0
在宅	2	0	0	1	0
その他	0	1	0	0	0
合 計	8	13	6	14	5

(注1) 市外からの通学者を含みます。

(注2) 資料：茨城県立下妻特別支援学校

知的に障がいのある児童が通学する特別支援学校について、当市は、つくばみらい市にある「茨城県立伊奈特別支援学校」の通学区域となっており、当市の他に常総市，取手市，つくばみらい市に住む知的に障がいのある児童が主に通学しています。

茨城県立伊奈特別支援学校の在籍者数（表15）は、平成24年の高等部の人数が110人であったのに対し、平成25年は93人と17名減少しているものの、小学部及び中学部の人数と比べ最も多い状況です。一方、小学部及び中学部の人数においては、大きな変動はなく、ほぼ横ばい傾向となっています。

表 15 茨城県立伊奈特別支援学校の在籍者数(各年5月1日現在)

単位：人

年 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
小学部	76	79	87	81	75
中学部	62	59	68	55	56
高等部	108	122	113	110	93
合 計	246	260	268	246	224

(注1) 市外からの通学者を含みます。

(注2) 資料：茨城県立伊奈特別支援学校

茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路（表16）は、障がい福祉サービス事業所の利用が各年を通じて最も多くなっています。就職者数は、平成25年は16名となり平成24年と比べ11名増と大幅に増加しました。

表 16 茨城県立伊奈特別支援学校高等部卒業生の進路(各年3月31日現在)

単位：人

年 区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
進学	0	0	0	0	0
就職	6	9	10	5	16
障がい福祉サービス事業所	23	27	24	24	33
旧法授産施設	2	1	0	0	0
地域活動支援センター	1	1	2	0	0
茨城県委託訓練施設	0	1	0	0	0
在宅	0	1	1	0	3
その他	0	0	0	0	0
合 計	32	40	37	29	52

(注1) 市外からの通学者を含みます。

(注2) 資料：茨城県立伊奈特別支援学校

守谷市こども療育教室\*利用者数（表17）は、平成22年以降、毎年80人台で推移しています。平成24年4月から児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援）の実施事業所となったことから、利用対象者が未就学児のみとなりましたが、利用者数は年々増加傾向にあります。

※守谷市こども療育教室：「児童福祉法」の規定に基づく「障がい児通所支援（児童発達支援）」を実施する事業所。設置主体は、守谷市。発達に何らかの問題を持つ未就学児の育成を助けるために、親子で通園し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行っている。

表17 守谷市こども療育教室利用者数（各年3月31日現在）

単位：人

区分	年				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
未就学児	56	68	73	75	86
就学児	10	13	9	9	—
合計	66	81	82	84	86

(注1) 平成25年の就学児は、児童発達支援の利用対象者とならないため数値の計上はない。

(注2) 資料：守谷市こども療育教室

守谷市こども療育教室利用者の未就学児の就学先進路及び就学児の通学先の状況（表18）は、未就学児の就学先進路では、小学校（特別支援学級）への就学者数が最も多く、小学校の特別支援学級と通常学級を合わせると毎年、利用者全体の75%以上を占めています。就学児の通学先では、平成24年を除き、小学校の特別支援学級又は通常学級に通学している児童のみの利用となっています。

表18 守谷市こども療育教室利用者の未就学児の就学先進路及び就学児の通学先の状況（各年3月31日現在）

単位：人

区分	年					
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
未就学児	特別支援学校	1	1	4	3	3
	小学校（特別支援学級）	4	7	8	14	15
	小学校（通常学級）	2	6	4	6	7
	合計	7	14	16	23	25
就学児	特別支援学校	0	0	0	1	—
	小学校（特別支援学級）	8	7	6	4	—
	小学校（通常学級）	2	6	3	4	—
	合計	10	13	9	9	—

(注1) 平成25年の就学児は、児童発達支援の利用対象者とならないため数値の計上はない。

(注2) 資料：守谷市こども療育教室

## 7 雇用の状況

常総公共職業安定所管内（守谷市，常総市，坂東市，つくばみらい市）における障がいのある人の雇用状況（表19）は，平成25年6月1日現在，民間企業における障がいのある人の実雇用率<sup>※1</sup>では，1.33%となっています。これは，雇用されている障がいのある人の数が，平成24年と比べ15.5人（9.4%）増えて180.0人となったものの，法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられたことに伴い，対象事業所数が増加したことにより，実雇用率では平成24年より0.01%の微増にとどまっています。また，「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がいのある人の雇用義務がある民間事業所（常用雇用の労働者<sup>※2</sup>50人以上の事業所）は106事業所あり，そのうち，法定雇用率を満たしている事業所は，平成24年と比べ12事業所（32.4%）増えて49事業所となっています。

なお，平成25年4月1日からの法定雇用率の引き上げにおいて，障がいのある人を雇用する義務が生じる民間事業所の規模が56名以上から50名以上となったため，平成25年では平成24年より20事業所（23.3%）増えており，今後，障がいのある人に対する更なる雇用の促進が求められます。

※1 実雇用率：事業所に常用雇用される労働者のうち，障がい者手帳を所持している労働者の割合をいう。

※2 常用雇用の労働者：雇用契約の形式を問わず，期間の定めなく雇用されている労働者，あるいは有期雇用の契約を繰り返し更新し，1年以上継続して雇用されている労働者及び採用時から1年以上継続して雇用されると見込まれる労働者をいう。

表 19 障がいのある人の雇用状況（各年6月1日現在）

単位：事業所・人・%

区分	年				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
対象事業所数 (A)	73	78	87	86	106
法定雇用労働者数	10,081.0	10,966.0	12,267.5	12,486.5	13,564.5
障がい者雇用数	130.5	137.5	148.5	164.5	180.0
実雇用率	1.29	1.25	1.21	1.32	1.33
達成事業所数 (B)	40	39	38	37	49
未達成事業所数	33	39	49	49	57
達成率 (B)/(A)	54.8	50.0	43.7	43.0	46.2

(注1) 実雇用率は，小数点第3位を四捨五入

達成率は，小数点第2位を四捨五入

(注2) 数値は，常総公共職業安定所管内のみ。

(注3) 対象事業所は，常用雇用の労働者が平成24年までは56人以上を，平成25年以降は50人以上を有する民間事業所としています。

(注4) 障がい者雇用数は，重度障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし，精神障がい者で短時間労働者は0.5人分と計算しています。

(注5) 資料：常総公共職業安定所



平成25年6月1日現在の民間企業における産業別雇用状況（表20）は、各産業別とも実雇用率では、法定雇用率（2.0%）を下回っており、最高でも「運輸・通信業」の1.72%にとどまっています。また、民間企業における従業員規模別雇用状況（表21）は、従業員規模が「50～99人」及び「100～299人」の事業所の実雇用率が低い傾向にある一方で、「300～499人」の事業所が2.33%と実雇用率が法定雇用率を上回っています。

表20 民間企業における産業別雇用状況(平成25年6月1日現在)

単位：所・人・%

区分	産業別	農・林・漁・鉱業	製造業	運輸・通信業	卸・小売・飲食店	サービス業	合計
対象事業所数 (A)		1	47	16	7	35	106
法定雇用労働者数		73.0	6,336.5	2,008.5	928.0	4,218.5	13,564.5
障がい者雇用数		0.0	83.0	34.5	14.0	48.5	180.0
実雇用率		0.0	1.31	1.72	1.51	1.15	1.33
達成事業所数(B)		0	22	10	3	14	49
未達成事業所数		1	25	6	4	21	57
達成率(B)/(A)		皆減	46.8	62.5	42.9	40.0	46.2

(注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入

達成率は、小数点第2位を四捨五入

(注2) 数値は、常総公共職業安定所管内のみ。

(注3) 対象事業所は、常用雇用の労働者が50人以上を有する民間事業所としています。

(注4) 障がい者雇用数は、重度障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし、精神障がい者で短時間労働者は0.5人分と計算しています。

(注5) 資料：常総公共職業安定所

表21 民間企業における従業員規模別雇用状況(平成25年6月1日現在)

単位：所・人・%

区分	従業員規模別	50～99人	100～299人	300～499人	500人以上	合計
対象事業所数 (A)		63	38	3	2	106
法定雇用労働者数		4,459.0	6,612.5	1,160.0	1,333.0	13,564.5
障がい者雇用数		56.0	71.0	27.0	26.0	180.0
実雇用率		1.26	1.07	2.33	1.95	1.33
達成事業所数(B)		29	15	3	2	49
未達成事業所数		34	23	0	0	57
達成率(B)/(A)		46.0	39.5	100.0	100.0	46.2

(注1) 実雇用率は、小数点第3位を四捨五入

達成率は、小数点第2位を四捨五入

(注2) 数値は、常総公共職業安定所管内のみ。

(注3) 対象事業所は、常用雇用の労働者が50人以上を有する民間事業所としています。

(注4) 障がい者雇用数は、重度障がい者は1人の雇用をもって2人を雇用しているものとし、精神障がい者で短時間労働者は0.5人分と計算しています。

(注5) 資料：常総公共職業安定所